令和８年（フ）第１２１４号
千葉県八千代市萱田2214番地63
債務者　井上　昌之
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２２２号
千葉市花見川区武石町２丁目601番地１　フラワーハイツ３　204号
債務者　荒木　陽子
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２２５号
千葉県市原市椎津624番地２　アンソレイエ101
債務者　佐藤　泰樹
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２２６号
千葉県市原市椎津624番地２　アンソレイエ101
債務者　佐藤友里江
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２５３号
千葉県船橋市習志野台８丁目24番20―124号
債務者　山崎　憂綺
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２５８号
千葉県八千代市大和田258番地１　コーポラス丸秀Ｃ101
債務者　石井　秀樹
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２５９号
千葉県八千代市大和田258番地１　コーポラス丸秀Ｃ101
債務者　石井のりえ
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２７６号
千葉市緑区あすみが丘５丁目４番地６　サンハウス今井Ｄ７－１号
債務者　清宮　和夫
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２８９号
千葉県市原市姉崎2140番地15　ソフィア102
債務者　西山　茉希（旧姓岡野）
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３２１号
千葉市中央区大巌寺町454番地　コーポオオツカ205号
債務者　新川　秀成
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３２４号
千葉市美浜区幸町２丁目８番16棟510号
債務者　大岡　正男
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３４７号
千葉県船橋市前原東５丁目10番１号　ミリアビタＮｏ．11―107号
債務者　泉　　亮
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第２０５号
佐賀市末広二丁目１番30号　コーポ峰Ａ103
債務者　稲冨　　涼
1　決定年月日時　令和８年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２２２号
佐賀県三養基郡みやき町大字簑原1799番地
第２北浦団地　Ｄ24、前住所佐賀県三養基郡みやき町大字簑原1237番地89
債務者　田中　公大
1　決定年月日時　令和８年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３２９号
鹿児島県いちき串木野市大原町152番地１
ロイヤルハイツマル勘301
債務者　日高　香織
1　決定年月日時　令和８年８月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１２１号
青森県八戸市小中野五丁目１番32号　エステート月舘202号室
債務者　佐々木沙緒里
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係